

【事案Ⅱ－3】後遺障害共済金請求

・平成 29 年 8 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱うとの約款・事業規約の規定に対して、医師の意見書に基づき、後遺障害共済金の支払事由が発生しているとし、後遺障害共済金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は終身共済契約定期特約の後遺障害共済金 1,000 万円を支払え、との判断を求める。

(1) 申立人は、本件共済契約の被共済者の法定相続人である。

被共済者は平成 24 年 11 月、胸腹部大動脈瘤切除手術を受け、術後に下半身麻痺を発症し、平成 24 年 12 月に症状固定に至り、後遺障害を残した。

本件後遺障害は、障害等級 1 級に相当するものであり、本件共済契約において、後遺障害共済金の支払いの対象となるべきものである。

(2) その後、平成 25 年 5 月、被共済者は死亡し、被申立人は、被共済者死亡時の年齢が 55 歳であったことから、55 歳以降の保障内容である 120 万円の死亡共済金を支払った。

申立人は、被申立人に対し、後遺障害共済金 1,120 万円の内、既払金の 120 万円を控除した 1,000 万円の支払いを請求したが、被申立人は、約款・事業規約にもとづき、支払いを拒否した。

(3) 申立人は、平成 24 年 11 月の手術後に、主治医に対し、後遺障害証明書の作成を依頼していたものの、作成がなされたのは、被共済者死亡後であったが、申立人が症状固定日について、主治医に照会を求めたところ、平成 24 年 12 月であるとの回答がなされた。

後遺障害共済金の支払いについて実体的な要件を備えた以上、後遺障害共済金請求の権利発生日は平成 24 年 12 月であるといえ、その当時被共済者は 54 歳であったから、後遺障害共済金 1,000 万円が支払われるべきである。

(3) 申立人に対して後遺障害共済金が支払われないとすれば、医師の診断書の作成の遅滞という申立人に帰責されるべきではない事情によって請求が認められないこととなり、具体的妥当性を欠くものであり、個別に考慮すべきである。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被共済者は平成 25 年 5 月に 55 歳で死亡し、死亡共済金 120 万円を支払った。
- (2) 終身共済約款は「後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものとして取り扱います」と規定している。また、定期特約の後遺障害共済金についても同様に規定している。その趣旨は、本件のように、後遺障害共済金を請求する前に被共済者が死亡した場合には、後遺障害共済金の支払事由は発生しなかったものと取扱って死亡共済金だけを支払うことにして、死亡共済金が後遺障害共済金に優先することを手続上明確にしたことにある。そして、後遺障害共済金が被共済者の治療費、収入保障等本人保障の性格が強いことからすると、被共済者が、たとえ、後遺障害等級 1 級の状態であったとしても、約款所定の手続により後遺障害共済金を請求しない間に死亡した場合には、死亡共済金受取人に対して、死亡共済金だけを支払うことにして、被共済者の相続人からの後遺障害共済金の請求には応じられないとした当約款は、合理的な理由に基づくものである。
- (3) 本件では、被共済者の死亡前に、所定の後遺障害共済金請求書の提出はなく、後遺障害証明書等の必要書類の提出も整っていなかった。また、終身共済約款の規定には例外規定はなく、かつ、死亡前に、後遺障害共済金の請求手続がなかったことについて、被申立人らには、責められるべき事情はない。そのため、死亡共済金だけの支払が具体的妥当性に反することはない。

＜裁定の概要＞

審議会は、本件約款・事業規約を合理的に解釈すると、申立人の主張には理由があると認められるため、被申立人に対し、共済金相当額の金銭を支払う方向での和解を打診を行った結果、両当事者が合意し、和解成立に至った。